

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、家屋倒壊や津波による災害廃棄物(津波堆積物)が大量に発生し、広域処理の調整ができず、廃棄物処理が長期化し、復旧・復興が遅れる。
- ・ 治安の悪化や長期の避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、復興まちづくりなどの復興作業が大幅に遅れる。
- ・ 沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受け、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・ 広域地盤沈下や地震による液状化により地盤が低下したところへ津波が襲来することで広域が水没し、海拔0mとなった地域は長期にわたり水没する。
- ・ 地域社会の結びつきを維持し、また、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が、南海トラフ地震・津波により沿岸域を中心に失われることにより、祭り行事等の停止などから、地域コミュニティの復興に支障が生じる。
- ・ 基幹インフラが損壊するが、被災範囲が広大なことから、復旧資材・重機・技術者が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず、物流等が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・ 応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足する等の原因で建設が遅れ、復興まちづくりが大幅に遅れる。
- ・ 企業においてBCPの策定などによる事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れる。

- 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
- 8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
- 8-5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<要点>

ミッシングリンクの早期解消を促進するとともに、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し、基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、地籍調査を促進する。さらに、長期浸水に備え、海岸堤防等の耐震化を推進する。

災害廃棄物等の処理

- 既存の処理施設(焼却施設、破砕機等)だけでは、災害廃棄物等の処理に長時間を要することから、仮設焼却炉の設置等を検討する。
- 徳島県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する。



- 徳島県及び市の災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る。

浸水対策の推進

- 高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図等の作成や周知、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

- ・ 海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進（再掲）

検討（R2） → 推進（R4）

- 地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、排水機場等の耐震化を推進する。

（地震対策事業）

- ・ 撫養排水機場の耐震・耐津波対策の促進（再掲） 工事施工中（R1） → 工事促進（R5）

公共土木施設等の老朽化対策の促進

- 道路、河川、港湾、砂防など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進するとともに、重要物流道路等の災害対応力を強化するため、道路橋梁の長寿命化及び耐震化並びに道路舗装修繕及び附属物の健全化を推進する。

（道路橋梁長寿命化事業）

- ・ 道路橋梁（主要10橋）保全整備率（再掲） 50%（R1） → 100%（R5）

（道路橋梁耐震化事業）

- ・ 道路橋梁の耐震診断率（再掲） 0%（R1） → 100%（R5）

（道路舗装修繕事業）

- ・ 主要市道の舗装修繕計画策定率（再掲） 0%（R1） → 100%（R5）

- ・ 主要市道の舗装修繕率（再掲） 0%（R1） → 30%（R5）

（生命線道路整備事業）

- ・ 生命線道路斜面（法面）調査計画策定（再掲） 0%（R1） → 100%（R5）

（道路附属物健全化事業）

- ・ 道路照明LED化（再掲） 完了（R1）

- ・ 主要道路標識等の調査計画策定（再掲） 0%（R1） → 50%（R5）

訓練の実施等による実効性の向上

- 排水ポンプ車を保有している国土交通省と、徳島県とともに連携し、情報伝達訓練等を行い、実効性の向上を図る。

貴重な文化財の保護

- 「文化財災害対応マニュアル」により、所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る。

- 文化財の喪失を防ぐため、平時から市民の文化財保護意識を醸成する。

・文化財等の保護意識啓発事業の実施 推進（R1） → 推進（R5）

- 文化財の収蔵方法等を点検・改善し、収蔵資料の被害を最小限にとどめる。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えけるとともに、収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てる。
- 関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができる体制を整える。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避するため、地方創生の取り組み等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。

8-2) 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

8-7) 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

<要点>

建設業BCPの策定・見直しを促進するとともに、建設業界団体と行政が連携して、建設産業の担い手確保・育成に取り組む。また、自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。

大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、策定されたBCPの実効性向上を図る。

地場産業を構成する事業者等のBCP策定の促進

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取り組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める。

建設産業の担い手確保・育成

- 建設業のBCP策定を促進し、事業継続力及び地域の防災力の向上を図るとともに復興の基盤整備を担う建設業の担い手の確保の機会を設け、万一の際、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

大規模災害発生時における支援協定の締結団体との連携強化

- 「災害時等における協力に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対策連携訓練を実施し、道路啓開等の能力向上や支援体制の強化を図る。

道路啓開等の効率化

- 道路啓開等に当たっては、国等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる。

自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織についての、活動の活性化について支援を行う。また、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図る。さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。



消防関係施設等の機能強化

- 消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する。

消防等の体制・資機材等の充実強化

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、消防機能の低下を回避する取り組みを進める。



被災者生活再建支援制度の充実

- 被災者生活再建支援制度については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化など制度の充実について国に要望するとともに、被災者が早期に生活再建できるよう「住家の被害認定」や「被災者生活再建支援制度」の研修に参加し、市職員の能力の向上を図る。

各BCPの策定等と体制の向上

- 市BCPの実効性の検証・改善を行い防災体制の向上を図る。

- ・ 鳴門市業務継続計画の改定（再掲） 推進（R1） → 改定（R3）
- ・ 下水道BCPの継続的な改善と被害の最小化を図る取り組みの実施（継続）（再掲）
推進（R1） → 推進（R4）

事前復興計画の策定促進

- 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを推進する。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、高台移転・集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を促進する。

復興を支える人材の育成

- 被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施などによる意識の醸成など、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる。

8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<要点>

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保

○ 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、市職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する。

- ・ 住家被害認定調査職員登録者数（累計） 19人（R1） → 27人（R5）
- ・ 被災建築物応急危険度判定士の確保人数（累計） 10人（R1） → 14人（R5）
- ・ 被災宅地危険度判定士の確保人数（累計） 10人（R1） → 14人（R5）

応急仮設住宅用地の確保

○ 発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

○ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行う。

- ・ 応急仮設住宅供給のための用地確保 推進（R1） → 推進（R5）

○ 防災関係機関が被災状況等を同一のGIS上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について平時から情報共有を図る。